

よくある質問

Q1 補助金の概要を教えてください。

A1 町内の中小企業者等が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止のため飛沫対策、換気対策、来店者や従業員の健康状態の把握など感染防止対策に要する経費に対して90%(上限10万円)を補助するものになります。

例1)本体購入、設置工事費の合計が85,500円(税込)の場合

→換気扇本体及び設置工事85,500円(税込)÷1.1(消費税は対象外)×0.9(補助率90%)=69,954円
69,954円(千円未満切り捨て)→**69,000円(補助申請額)**

例2)備品購入費の合計が125,200円(税込)の場合

→空気清浄機本体125,200円(税込)÷1.1(消費税は対象外)×0.9(補助率90%)=102,436円
102,436円(上限10万円)→**100,000円(補助申請額)**

Q2 補助対象となる経費及び補助対象外経費について教えてください。

A2 ・対象となる経費の一例は、次のとおりです。

①室内の換気機能を向上させる取り組みや室内の空気を清潔に保つ取り組み

例)換気扇の増設、窓の設置、サーキュレーター等の設置など

※空気清浄機の設置には性能基準を設けています。詳細は資料『対象経費例示一覧』をご確認ください。

②密接な状況を回避するための取り組み

例)座席の間仕切り(フィルム、カーテン等)の設置など

③接触リスクを回避するための取り組み

例)非接触式(センサー式)蛇口の設置など

・対象外経費の一例として消毒液やマスク、換気扇のフィルター等の繰り返し使用できないものなどが上げられます。

※対象経費及び対象外経費の詳細については、資料『対象経費例示一覧』をご確認ください。

『対象経費例示一覧』を見ても対象の可否が不明の場合は、申請前に資料『補助対象経費確認書』を産業振興課までFAX又は郵送でご提出ください。確認後、対象可否のご連絡をさせていただきます。

Q3 Q2の対象経費の内、室内の換気機能を向上させる取り組みとしてエアコン設置を検討していますが、対象になりますか？

A3 エアコンの機能に『空気清浄機能』が付いているものであれば対象となります。ただし、エアコン設置の申請は、『空気清浄機能』付いていることが分かる書類(取扱説明書など)の写しを添付してください。『空気清浄機能』が付いていない場合は対象外となります。

Q4 パソコンやIT機器の購入経費は対象になりますか？

A4 汎用性の高いパソコン等の購入は対象外となります。ただし、衛生設備のセルフレジやキャッシュレス決済導入に伴う機器(タブレット端末、wi-fi機器など)は対象となります。

Q5 設備の送料や振込手数料は対象になりますか？

A5 当該補助金は消費税及び送料や振込手数料などは対象外となります。対象外となる経費は、町HPなどをご確認いただくか、産業振興課までお問い合わせください。なお、申請時に、領収書の内訳に記載のある、消費税や送料などを除いた額を申請書に記載してください。

Q6 補助金の対象となる店舗や事業所等とは具体的に何を指しますか？

A6 「不特定多数の者に対して、物品の販売やサービスの提供を直接行う施設や、事務作業を行う事務所、製造業に属する事業者が生産を行う施設」のことを言います。倉庫などといった保管場所への改修や備品の設置は対象とはなりません。

Q7 国や県、その他機関等で実施する新型コロナウイルス感染症対策の補助、支援制度で申請した経費についても申請可能ですか？

A7 本事業で申請する事が出来ず、対象外となります。

Q8 発注予定先の事業所に見積などの依頼をしたところ、令和3年8月2日の期限までに納品だけ間に合わないと言われたのだが、対象外になりますか？

A8 令和3年8月2日までに契約、支払いを完了したもので、やむを得ない事情により納品が完了していない場合については、対象となりますが、納品後に交付決定となります。

Q9 設備や備品の発注は自社商品でも対象になりますか？

A9 対象となりません。補助対象経費の支払先が、補助対象者と資本関係がある事業者又は補助対象者の役員若しくは役員の属する企業等である場合、また、支払先と補助対象者が実質的に同じ人物である場合(自己取引)、配偶者または1親等以内の親族である場合(親族間取引)は、補助対象経費の対象外です。

Q10 令和3年1月8日以前に実施したものは対象になりますか？

A10 対象となりません。令和3年1月7日に発出された緊急事態宣言以降の感染防止対策を改めて行った町内事業者の皆様を対象としております。

Q11 本補助金は先着順ですか？

A11 先着順ですが、予算を超える申請があり、予算の不足が見込まれる場合、改めて庁内で対応を検討していきます。

Q12 町内で複数の店舗を経営しており、町内の複数店舗で設備の購入を考えていますが、全ての店舗で対象になりますか？

A12 店舗や事業所ごとで申請となるため全店舗対象となります。この場合、店舗数×上限10万円のため、設備を導入した店舗ごとに、申請書の提出をお願いします。

Q13 1店舗又は1事業所につき、時期をずらして複数回の申請は可能ですか？

A13 1店舗又は1事業所につき、1回のみ申請となります。

Q14 会社の本店所在地・個人事業主の住居が町外だが、町内に店舗や事業所がある場合は対象になりますか？

A14 町外の店舗、事業所は対象外。町内の店舗、事業所のみが対象となります。

Q15 新型コロナウイルスの影響により現在休業していますが対象になりますか？

A15 休業した期間が緊急事態宣言中の場合に限り、対象となります。

Q16 キッチンカーや個人タクシーなどは対象となりますか？

A16 対象となります。ただし、二宮町管内の保健所で営業許可を取得しており、法人は本店所在地又は店舗等が二宮町内、個人事業主は住所地又は店舗等が二宮町内の場合のみ、対象となります。

Q17 インターネットでの備品購入も対象になりますか？

A17 対象となります。購入時は発注元に補助対象経費の支出を証明する領収書などを忘れずに依頼してください。なお、備品等の送料は対象となりません。

Q18 インターネットで備品購入をする際、自身が所持しているポイントを活用して購入しても対象になりますか？

A18 ポイントで購入した分は対象になりません。現金振込やクレジットカード決済を行った部分が対象となります。一部ポイントで購入したものについては、ご使用いただいたポイントを除いた額で補助申請額の算定をお願いいたします。

Q19 申請に必要な添付書類(領収書など)を紛失したが、申請できますか？

A19 添付書類を基に審査を行うため、書類が無ければ申請する事は出来ません。領収書の再発行などをしていただき書類を揃えてください。なお、宛名がないレシートは不可となるため購入先で宛名入りの領収書の発行をお願いいたします。